

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課） 60

告 示

○農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請……………（農地調整課） 60
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 61
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課） 61
○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 61
○土地収用法による事業の認定……………（建設部総務課） 61

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 61

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 62

道公安委員会規則

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則…………… 64

道警察本部告示

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程…………… 64
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 64

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「**受診者の被保険者証の記号及び番号**」を「**受診者の加入医療保険の記号及び番号**」に改める。

別記第2号様式中「**被保険者証の記号及び番号**」を「**加入医療保険の記号及び番号**」に改める。

別記第3号様式中「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。
別記第10号様式の7の事項及び別記第11号様式の7の事項中「自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第3号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第437号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年9月24日

北海道知事 鈴木直道

1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者等の住所及び氏名

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積（㎡）	所 有 者 等 の 住 所 及 び 氏 名
滝川市北滝の川1983番1の内	田	12,100	滝川市緑町7丁目7番6号
滝川市北滝の川1984番1	田	14,545	コーポフジ2号室
滝川市北滝の川1984番4	田	372	森村 米英
滝川市北滝の川1984番5	田	372	

2 申請に係る農地の利用の現況
農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
中間管理事業を活用し、担い手に貸付けを行う。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額 (1) 希望する利用権の始期 令和7年12月10日 (2) 存続期間 10年 (3) 借賃に相当する補償金の額 2,190,000円 5 意見書の提出 申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。 (1) 提出期限 令和7年10月8日 (2) 提出先 北海道農政庁農業経営局農地調整課 (3) 記載事項 ア 意見書を提出する者の氏名及び住所 イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容 ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画 エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由 オ 意見の趣旨及びその理由 カ その他参考となるべき事項 北海道告示第438号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 令和7年9月24日 北海道知事 鈴木直道 認可年月日 土地改良区名 令和7.9.9 美瑛土地改良区 令和7.9.10 新ひだか土地改良区 北海道告示第439号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、長沼町新光東地区の換地計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和7年9月25日から20日間、一般の縦覧に供する。	なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。 令和7年9月24日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第440号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新ひだか町役場の掲示場に掲示した。 令和7年9月24日 北海道知事 鈴木直道 1 通知の内容 令和7年北海道告示第419号 2 所在が不明な者 鳴瀬 清三、三浦 政信 北海道告示第441号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 令和7年9月24日 北海道知事 鈴木直道 1 起業者の名称 妹背牛町 2 事業の種類 福祉施設群MG整備事業 3 起業地 (1) 収用の部分 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛361番地24、361番地28 (2) 使用の部分 なし 4 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び妹背牛町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。） 5 起業地を表示する 妹背牛町役場 図面の縦覧場所 総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第23号
--	---

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年9月24日 北海道空知総合振興局長 鷲 尾 亨 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分 2 落札を決定した日 令和7年9月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道リース株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地 4 落札金額 46,970円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年7月18日付け北海道空知総合振興局告示第14号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目 北海道宗谷総合振興局告示第11号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年9月24日 北海道宗谷総合振興局長 西 岡 孝一郎 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 入札番号1 トラクター 1台 (2) 入札番号2 モアコンディショナー（フロント部・リア部） 1台 2 落札を決定した日 令和7年9月3日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 日本ニューホランド株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北1条西13丁目4番地 (2) 1の(2) ア 氏 名 株式会社ISEKI Japan	イ 住 所 東京都荒川区西日暮里5丁目3番14号 4 落札金額 (1) 1の(1) 7,590,000円 (2) 1の(2) 7,260,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年7月25日付け北海道宗谷総合振興局告示第6号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局総務課 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号
	道 教 育 庁 教 育 局 告 示
	北海道教育庁後志教育局告示第51号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年9月24日 北海道教育庁後志教育局長 岡 内 誠 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) A重油その1（北海道倶知安高等学校納入分）（1リットル当たりの単価） 55,000リットル (2) A重油その2（北海道倶知安農業高等学校納入分）（1リットル当たりの単価） 40,000リットル (3) A重油その3（北海道岩内高等学校納入分）（1リットル当たりの単価） 40,000リットル (4) A重油その4（北海道蘭越高等学校納入分）（1リットル当たりの単価） 25,000リットル (5) A重油その5（北海道余市紅志高等学校納入分）（1リットル当たりの単価） 32,000リットル (6) A重油その6（北海道余市養護学校納入分）（1リットル当たりの単価） 94,000リットル (7) A重油その7（北海道寿都高等学校納入分）（1リットル当たりの単価） 31,000リットル (8) A重油その8（北海道余市養護学校しりべし学園分校納入分）（1リットル当たりの単価） 15,000リットル

(9) A重油その9（北海道小樽潮陵高等学校納入分）（1リットル当たりの単価）
86,000リットル

(10) A重油その10（北海道小樽桜陽高等学校納入分）（1リットル当たりの単価）
41,000リットル

(11) A重油その11（北海道小樽未来創造高等学校納入分）（1リットル当たりの単価）
141,000リットル

(12) A重油その12（北海道小樽水産高等学校納入分）（1リットル当たりの単価）
79,000リットル

(13) A重油その13（北海道高等聾学校納入分）（1リットル当たりの単価）
165,000リットル

(14) A重油その14（北海道小樽高等支援学校納入分）（1リットル当たりの単価）
113,000リットル

2 落札を決定した日
令和7年9月11日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)
ア 氏 名 名畑石油株式会社
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条東1丁目4番地

(2) 1の(2)
ア 氏 名 有限会社小西石油
イ 住 所 虻田郡倶知安町字比羅夫1-8

(3) 1の(3)
ア 氏 名 永井石油株式会社
イ 住 所 岩内郡岩内町字大浜2番地1

(4) 1の(4)
ア 氏 名 楠村商事株式会社
イ 住 所 磯谷郡蘭越町昆布町377

(5) 1の(5)
ア 氏 名 北海道エムアイ石油株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北18条西15丁目3-10

(6) 1の(6)及び(13)
ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社
イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号

(7) 1の(7)
ア 氏 名 寿都石油株式会社

イ 住 所 寿都郡寿都町字矢追町583番地1

(8) 1の(8)及び(10)
ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
イ 住 所 札幌市東区北34条東24丁目1番1号

(9) 1の(9)及び(14)
ア 氏 名 北日本エネルギー株式会社
イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5

(10) 1の(11)
ア 氏 名 杉商株式会社
イ 住 所 小樽市稲穂2丁目9-16

(11) 1の(12)
ア 氏 名 高橋燃料商事株式会社
イ 住 所 小樽市稲穂2丁目7番18号

4 落札金額

(1) 1の(1) 102円
(2) 1の(2) 102円
(3) 1の(3) 102円
(4) 1の(4) 102円
(5) 1の(5) 92円30銭
(6) 1の(6) 100円
(7) 1の(7) 111円
(8) 1の(8) 104円89銭
(9) 1の(9) 93円80銭
(10) 1の(10) 100円29銭
(11) 1の(11) 117円
(12) 1の(12) 93円70銭
(13) 1の(13) 88円50銭
(14) 1の(14) 92円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和7年7月29日付け北海道教育庁後志教育局告示第41号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道 公 安 委 員 会 規 則					
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。					
令和7年9月24日	北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一				
北海道公安委員会規則第12号					
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則					
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。					
別表第1中					
<table><tr><td>遺失物法（平成18年法律第73号）</td><td>第17条、第20条第3項及び第21条第2項</td></tr><tr><td>遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）</td><td>第5条第1項及び第26条</td></tr></table>	遺失物法（平成18年法律第73号）	第17条、第20条第3項及び第21条第2項	遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項及び第26条	を
遺失物法（平成18年法律第73号）	第17条、第20条第3項及び第21条第2項				
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項及び第26条				
<table><tr><td>遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）</td><td>第5条第1項、第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条</td></tr></table>	遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項、第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条	に		
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項、第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条				
改める。					
別表第2中					
<table><tr><td>遺失物法</td><td>第17条、第20条第3項及び第21条第2項</td></tr><tr><td>遺失物法施行規則</td><td>第5条第1項及び第26条</td></tr></table>	遺失物法	第17条、第20条第3項及び第21条第2項	遺失物法施行規則	第5条第1項及び第26条	を
遺失物法	第17条、第20条第3項及び第21条第2項				
遺失物法施行規則	第5条第1項及び第26条				
<table><tr><td>遺失物法施行規則</td><td>第5条第1項</td></tr></table>	遺失物法施行規則	第5条第1項	に		
遺失物法施行規則	第5条第1項				
改める。					
附 則					
この規則は、令和7年9月29日から施行する。					
道 警 察 本 部 告 示					

北海道警察本部告示第597号			
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。			
令和7年9月24日	北海道警察本部長 友 井 昌 宏		
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程			
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程（令和3年北海道警察本部告示第271号）の一部を次のように改正する。			
第4条中「別表」を「別表第1」に改め、「接続する措置」の次に「又は別表第2の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置」を加える。			
別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。			
別表第2（第4条関係）			
<table><tr><td>遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）</td><td>第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条</td></tr></table>	遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条	
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条		
附 則			
この規程は、令和7年9月29日から施行する。			
北海道警察本部告示第598号			
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。			
令和7年9月24日	北海道警察本部長 友 井 昌 宏		
1 落札に係る物品等の名称及び数量			
北海道警察情報管理システム検証用サーバ装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）			
2 落札を決定した日			
令和7年9月8日			
3 落札者の氏名及び住所			
(1) 氏 名 株式会社HBA			
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8			
4 落札金額			

2,584,403円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年7月4日付け北海道警察本部告示第445号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
